

申請時に必要な書類（第6条関係）

※○：必須書類、△：該当がある場合に提出する書類

番号	提出書類		○・△
1	福山市家庭向け創エネ・蓄エネ設備導入補助金交付申請書	様式第1号	○
2	福山市家庭向け創エネ・蓄エネ設備導入事業計画書	様式第2号	○
3	誓約書 ※申請者の自署又は記名押印が必要	様式第3号	○
4	市税等の納付に係る「完納証明書」の写し ※様式第1号において、「市税等の納付状況に係る情報を確認すること」に同意しないときに必要		△
5	委任状 ※申請手続きを他者に委任する場合に必要 ※申請者の自署又は記名押印が必要	様式第4号	△
6	補助対象事業の実施に係る承諾書 ※補助対象設備を設置する土地又は建物の所有者が申請者と同一でないときに必要 ※自家消費する建物の所有者が申請者と同一でないときに必要 ※所有者（同意者）の自署もしくは記名押印が必要 ※所有者が複数の場合、それぞれの同意書が必要	様式第5号	△
7	補助対象設備を建物に設置する場合は、設置する建物及び自家消費する建物の「登記事項証明書」又は「納税通知書及び課税明細書」の写し 補助対象設備を建物以外に設置する場合は、設置する土地及び自家消費する建物の「登記事項証明書」又は「納税通知書及び課税明細書」の写し ※登記事項証明書は、発行から3か月以内のもの ※登記事項証明書の代替として登記情報提供サービスを利用する場合は、発行から1か月以内の照会番号が付与されたもの ※納税通知書及び課税明細書は、直近年度のものに限る ※太陽光発電設備を設置する建物と自家消費する建物が同一の場合は、1通のみで可（同じものを2通出す必要はない）		○
8	見積書及び見積書内訳書の写し ※補助対象事業に係る見積りの内訳が明記されており、補助対象経費が把握できるものに限る。明記されていない場合は、内訳書類又はこれに代わるものを併せて提出すること ※太陽光発電設備等のパワーコンディショナーが蓄電システムのパワーコンディショナーと一体型（ハイブリッド）の場合、当該パワーコンディショナーに係る補助対象経費は蓄電池側に計上する ※値引きがある場合は、「太陽光発電設備」又は「蓄電池」のどちらに関するものか明示されていることが必要 ※「太陽光発電設備」又は「蓄電池」の区分ごとに、税抜き額が把握できるものであることが必要 ※補助対象経費（別表2に掲げる経費）以外の経費は、補助対象経費に含めることができない（例：「長期保証料」、「申請手数料」、「既存設備撤去工事」、「既存設備廃棄処分費用」など） ※補助対象経費以外の経費が含まれるかどうか判別のつかない経費は、補助対象経費に含めることができない（例：「諸経費」、「雑費」など）		○

9	<p>設置する補助対象設備の仕様がわかるもの（カタログ・仕様書等）</p> <p>※特に「太陽電池モジュール」の「型式名」と「公称最大出力」、「パワーコンディショナー」の「型式名」と「定格出力」、「蓄電池」の「型式名（パッケージ）」と「パッケージの構成機器」と「蓄電容量」について、把握できるもの</p> <p>※完全自家消費とする場合、逆潮流の発生を防止するために設置されるRPR（逆電力継電器）に係るカタログ・仕様書等を添付すること</p>		○
1 0	<p>補助対象設備の機器配置図</p> <p>※いわゆる割付図など、太陽電池モジュールの枚数及び設置場所が把握できるもの</p> <p>※自家消費する建物以外に太陽電池モジュールを設置する場合は、自家消費先までの位置関係がわかるもの（敷地外に設置する場合は自営線を明示すること）</p> <p>※既存の設備がある場合は、補助対象と補助対象外の各設備の判別ができること</p>		○
1 1	<p>補助対象設備のシステム系統図</p> <p>※いわゆる単線結線図など、次の①から③までの要素の接続関係が把握できるもの</p> <p>①太陽電池モジュール・パワーコンディショナー・蓄電池などの機器（RPRを設置する場合はRPRを含む）</p> <p>②自家消費（分電盤や負荷などの明示）</p> <p>③系統（電力会社の送電線・配電線など）</p> <p>※既存の設備がある場合は補助対象と補助対象外の各設備の判別ができること</p>		○
1 2	<p>発電電力の自家消費計画書</p> <p>※太陽電池モジュールを敷地内に設置する場合に必要</p>	様式第6号	△
1 3	<p>発電電力の自家消費シミュレーション</p> <p>※太陽電池モジュールを敷地内に設置する場合に必要</p>		△
1 4	<p>PPAモデルの場合は、PPAモデルの契約書(案)及び料金計算書等</p> <p>リースの場合は、リース契約書(案)及びリース計算書等</p> <p>※PPAモデル又はリースの場合に必要</p> <p>※サービス料金から交付金額相当分が控除されていることが明示されていること</p> <p>※法定耐用年数期間満了まで継続的に使用するために必要な措置等を証明できること</p>		△
1 5	<p>支払相手方登録依頼書</p> <p>※原本必須</p> <p>※電子申請時にデータを添付した場合でも、別途郵送が必要</p>	市所定様式	○
1 6	<p>その他市長が必要と認める書類</p> <p>※審査の結果、追加で書類提出が必要となる場合がある</p>		△